

保育所等利用申込みの御案内

利用希望月が平成30年9月～平成31年3月である方向け



目 次

1	保育所等の利用条件	1 ページ
2	保育所等を利用できる期間・時間	1 ページ
3	利用申込みに必要な書類	2～3 ページ
4	利用申込みの受付期間	4 ページ
5	利用調整（選考）及び決定	4 ページ
6	利用者負担額（保育料）の決定	4～5 ページ
7	慣らし保育について	6 ページ
8	入所後の注意事項	6 ページ
9	市内保育所等 一覧表	7 ページ
10	よくある御質問について	8～9 ページ

【申込み手続等の問合せ先】

小樽市福祉部 子育て支援室 こども育成課 保育係（別館4階）
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
電話 32-4111 内線304・428

※保育所等とは、保育所、認定こども園（保育部分）をいいます。

はじめに

平成27年4月から全国で「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
新制度では、保育所等を利用するためには、**保育の必要性の認定（支給認定）**を受けていただく必要があります。この冊子は、支給認定と保育所等の利用申込みの手続について御案内しています。

※支給認定と利用できる保育所等の入所決定は、別々の決定となりますので御注意ください。

<保育所等の利用を希望する場合の手続について>

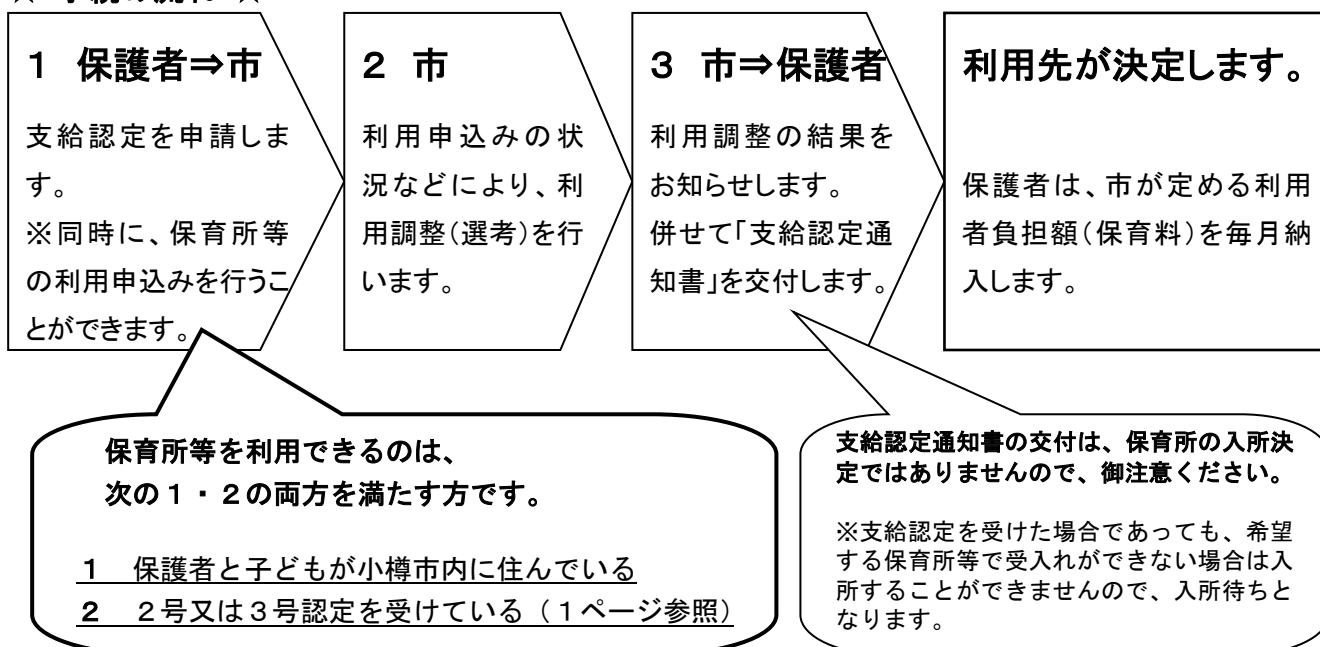
★ 受付期間 ★

毎月の利用希望…利用を希望する月の前々月16日から前月15日まで

(15日が土・日曜日、祝日の場合はその前日まで)

新年度(4月)の利用希望…平成31年1月16日(水)から平成31年2月15日(金)まで

★ 手続の流れ ★



利用調整の結果、入所が決定した場合は・・・

- ・入所日より前に、施設で面接を行います。(面接日は、利用調整の結果連絡の際にお伝えします。)
- ・入所日時時点で、生後6か月未満のお子さんは、入所前に健康診断を受けていただきます。
- ・入所後しばらくの間は、通常の保育時間よりも短時間でのお預かりとなる「慣らし保育」が必要となります。(詳細は、6ページの「7 慣らし保育について」を御覧ください。)

利用調整の結果、入所できなかった場合は・・・

- ・翌月以降も利用調整を行います。(毎月利用申込みの手続を行っていただく必要はありませんが、現況確認(毎年6月頃)の際には再度申込み手続きを行っていただく必要があります。なお、支給認定の事由が「求職活動」の場合等は、支給認定の有効期間が満了となる前に、再度支給認定の申請をしていただく必要がありますので御注意ください。)
- ・世帯の状況等に変更があったときは、利用調整に影響する場合がありますため、必ず届け出てください。
- ・利用を希望しなくなった場合は、必ず「取下書」を提出してください。

1 保育所等の利用条件

保育所等を利用できるのは、小樽市内に住む0歳から小学校に入学するまでの子どもで、父母のいずれもが「保育を必要とする事由（就労や疾病等）」に該当し、下表の支給認定の区分において、2号認定又は3号認定を受けている場合です。

支給認定の区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		保育を必要としない 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳以上の幼児	保育を必要とする 満3歳未満の乳幼児
施設等 利用できる	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	地域型保育事業	—	—	○

2 保育所等を利用できる期間・時間

※施設により開所時間帯は異なります。

保育所等を利用できる期間（支給認定の有効期間）や1日当たりの保育時間（保育必要量…保育標準時間又は保育短時間）は、保育を必要とする事由によって下表のとおり認定されます。

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間 (保育所等を利用できる期間)	保育必要量(※)	
		標準時間	短時間
① 就労 1月当たり <u>64時間以上</u> 労働することを常態とすること	小学校就学前まで	月120時間以上就労	月64時間以上120時間未満就労
② 妊娠、出産 妊娠中、又は出産後間がないこと（出産前後各8週の期間内）	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	—
③ 保護者の疾病、障がい 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること	小学校就学前まで	○	—
④ 同居親族の介護 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること		月120時間以上介護	月64時間以上120時間未満介護
⑤ 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること		○	—
⑥ 求職活動 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること	入所日から90日を経過する日が属する月の末日まで	—	○
⑦ 就学 就学中の場合（職業訓練学校等における職業訓練を含む）	卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで	月120時間以上就学	月64時間以上120時間未満就学
⑧ 虐待やDVのおそれがあること	小学校就学前まで	○	—
⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業の対象となる子どもの1歳の誕生日の前日まで	—	○
⑩ 前各号に類する状態として市が認める場合	原則として、小学校就学前まで	状況に応じて認定	

(※) 保育標準時間…保育が必要な範囲内で、1日最大11時間まで利用可能
保育短時間 …保育が必要な範囲内で、1日最大8時間まで利用可能

区分によって、利用者負担額（保育料）が異なります。

↑
(8:30～16:30 までの時間帯の範囲内)

< 注意事項 >

- 支給認定の内容に変更があった場合は、変更申請を行っていただく必要がありますので、速やかにこども育成課へ御連絡ください。手続が必要かどうか御不明な場合も、お気軽にお問合せください。（変更申請が必要となる例は、6ページの「8 入所後の注意事項」を御覧ください。）
- 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間の認定を希望する場合は、保育短時間の認定を受けることができますので、お申出ください。
- 保育短時間の事由であっても、特別な事情で保育標準時間を希望する場合は、御相談ください。
- 父母どちらかが保育短時間の事由に該当する場合は、保育短時間として認定します。
- 保育短時間の認定を受けている方が、保育短時間の時間帯以外で利用した場合は延長保育を実施することとなり、別途料金が発生します。
- 保育を必要とする事由が消滅した場合や、無断で10日以上欠席した場合等は、支給認定の有効期間内であっても保育所等を退所していただくことがあります。
- 3号認定の支給認定の有効期間は、最大で「満3歳に達する日の前日まで」となりますが、保育を必要とする事由に変更がない場合は、市から新しい支給認定通知書(2号認定)を交付しますので、改めての申請手続は不要です。

3 利用申込みに必要な書類

利用申込みに、(1) 支給認定申請書兼現況届、(2) 保育所等利用申込書、(3) 保育を必要とする事由を証明するための書類が必要です。また、世帯の状況に応じて(4) 利用者負担額(保育料)を決定するための書類が必要となる場合があります。

(1) 支給認定申請書兼現況届 及び (2) 保育所等利用申込書

利用を希望する子ども1人につき、1枚ずつ必要です。

(3) 保育を必要とする事由を証明するための書類

父母共に、下表①～⑩の該当する事由に係る必要書類を提出してください。

※18歳以上65歳未満の同居の親族等が「保育を必要とする事由」に該当する場合は、必要書類を提出してください。（御提出がない場合は、利用調整の優先度が低くなります。）

保育を必要とする事由		必要書類
① 就労	会社勤務、自営業（法人）、内職	就労証明書
	自営業（個人）	自家営業申立書 及び 民生委員の確認報告書
② 妊娠、出産		母子手帳のコピー（表紙と出産予定日（出生証明書）が記載されたページ）
③ 保護者の疾病、障がい		医師の診断書（生活保護受給者は入院通院申立書）、障がい者手帳等のコピー
④ 同居親族の介護		病人看護状況申立書 及び 民生委員の確認報告書
⑤ 災害復旧		り災証明書
⑥ 求職活動		求職申立書
⑦ 就学		在学証明書又は学生証のコピー 及び 時間割のコピー
⑧ 虐待やDVのおそれがあること		状況によって必要書類が異なります。 詳しくはこども育成課にお問合せください。
⑨ 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		
⑩ 前各号に類する状態として市が認める場合		

(4) 利用者負担額（保育料）を決定するための書類

世帯の状況が下表に当てはまる場合は、必要書類を提出してください。

対象者	状況	必要書類
父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る） ※1	平成30年1月2日以降に小樽市へ転入	平成30年度（平成29年分）市町村民税所得課税証明書※平成30年1月1日時点で住民登録があった市町村で発行されます。
	平成30年度市町村民税が未申告	平成30年度市町村民税申告書（控） ※平成30年1月1日時点で住民登録のあった市町村へ申告し、受付印が押された申告書の控が必要です。
	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
父母及び同居の親族	障がい者	障がい者手帳等のコピー
同一世帯の兄弟	幼稚園等に在園 ※2※3	在園証明書

※1 児童の属する世帯の生計が、父母の収入ではなく、児童と生計を一にしている祖父母等の扶養義務者の収入により成り立っていると認められる場合は、父母以外の扶養義務者を「家計の主宰者」と認定し、保育料算定の際に市町村民税額を合算します。

※2 「幼稚園等に在園」とは幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用していることをいいます。

※3 新制度に移行した幼稚園（小樽幼稚園、小樽藤幼稚園、ローズ幼稚園）及び市内認定こども園に在園しているときは提出不要です。

< マイナンバー（個人番号）について >

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、支給認定に係る手続きには、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

ただし、マイナンバー（個人番号）の通知カードが見当たらない場合やマイナンバーカード（個人番号カード）を取得していない場合など、マイナンバー（個人番号）を記載せずに、個人番号欄を空欄で提出される場合でも、申請書は受理いたします。その際は、必要に応じて市が保有する情報からマイナンバーを確認いたします。

マイナンバー（個人番号）を記載した申請書を提出する際は、番号確認書類（支給認定保護者分のみ）、身元確認書類（代理人の場合は代理人のもの）、委任状（代理人が提出する場合のみ）を御持参ください。

○番号確認書類（いずれか1点、支給認定保護者のもの）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

○身元確認書類（代理人の場合は代理人のもの）

・1点の提示でよいもの（顔写真付きのもの）

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって写真の表示等の措置が施され氏名・生年月日・住所が記載されているもの

・2点の提示が必要なもの（顔写真付き以外のもの）

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名・生年月日・住所が記載されているもの

※支給認定保護者以外の方が提出する場合

支給認定保護者がお父様で申請書を提出するのがお母様の場合など、支給認定保護者以外の方（以下、代理人といいます。）がマイナンバー（個人番号）を記載した申請書を提出する場合は、委任状が必要と

なります。また、この場合、支給認定保護者ではなく代理人の身元確認を行いますので、代理人の身元確認書類を提示してください。

なお、マイナンバー（個人番号）を記載していない申請書の場合は、委任状の提出及び代理人の身元確認書類の提示は必要ありません。

4 利用申込みの受付期間

利用申込みの締切日は、4月以外の利用希望については、利用を希望する月の前々月16日から前月15日（15日が土・日曜日、祝日の場合はその前日）です。入所の日は原則として入所を希望する月の1日です。ただし、緊急に保育を必要とする場合には御相談ください。

平成31年4月から利用を希望される方の受付期間は、平成31年1月16日（水）から平成31年2月15日（金）までです。

※認定こども園については、保育内容や教材費等の費用負担について園からの事前説明があります。市への申込み前に直接施設へ連絡し、御見学された上で費用負担等について御確認くださいませよう願います。

5 利用調整（選考）及び決定

利用希望者数が施設の受入能力を上回り、希望者全員を受入れすることができない場合は、市が定める基準に基づき、保育の必要性の高い方から利用を決定しますので、利用調整の結果、希望する保育所等に入所できない場合もあります。入所できない場合は入所待ちとなりますので御了承ください。利用調整の結果については、入所を希望する月の前月25日頃に電話や郵便により通知します。

6 利用者負担額（保育料）の決定

平成30年9月から平成31年3月までの保育料は、利用を希望する子どもと世帯・生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の平成30年度（平成29年分）市町村民税の合算額に応じて決まります。（年度の初日の前日時点で3歳になった場合は、4月以降の保育料が変更となります。そのため年度の途中で満3歳となった場合は、同一年度内は「3歳未満児」の保育料となります。）市町村民税額に応じた保育料金額表は、次のページを御覧ください。

※平成30年度市町村民税額は平成29年1月から12月までの収入に対する課税額となります。

保育料金額表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料月額（単位：円）					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
B ₁	A階層を除き、母子世帯等で当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
B ₂	A階層及びB ₁ 階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯	3,200 0 0	3,100 0 0	2,200 0 0	2,100 0 0		
C ₁	A階層及びB階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割が次の区分に該当する世帯	所得割非課税 （均等割課税）		11,200 3,200 0	11,000 3,100 0	8,400 2,200 4,200	8,200 2,100 4,100
C ₂		48,600円未満		14,500 4,300 0	14,200 4,200 0	11,800 2,750 5,900	11,500 2,650 5,750
D ₁		48,600円以上 56,000円未満		18,200 5,450 0	17,800 5,350 0	15,200 3,350 7,600	14,900 3,250 7,450
D ₂		56,000円以上 71,100円未満		23,500 7,050 0	23,100 6,950 0	20,000 4,400 10,000	19,600 4,300 9,800
D ₃		71,100円以上 97,000円未満		28,800 8,600 0	28,300 8,500 0	24,800 5,500 12,400	24,300 5,400 12,150
D ₄		97,000円以上 122,100円未満		35,600 0	34,900 0	29,000 14,500	28,500 14,250
D ₅		122,100円以上 146,100円未満		39,500 0	38,800 0	30,900 15,450	30,300 15,150
D ₆		146,100円以上 169,000円未満		43,500 0	42,700 0	32,800 16,400	32,200 16,100
D ₇		169,000円以上 207,500円未満		48,900 24,450	48,000 24,000	33,700 16,850	33,100 16,550
D ₈		207,500円以上 261,600円未満		54,100 27,050	53,100 26,550	34,600 17,300	34,000 17,000
D ₉		261,600円以上 301,000円未満		59,300 29,650	58,200 29,100	35,600 17,800	34,900 17,450
D ₁₀		301,000円以上 336,600円未満		64,800 32,400	63,600 31,800	37,100 18,550	36,400 18,200
D ₁₁		336,600円以上 374,100円未満		70,300 35,150	69,100 34,550	38,700 19,350	38,000 19,000
D ₁₂		374,100円以上		75,800 37,900	74,500 37,250	40,300 20,150	39,600 19,800

※認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する小学校就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合、これらの児童のうち入所児童が年齢の高い順から1人目であるときは上段の金額、2人目であるときは下段の金額、3人目以降は無料となります。（ただし、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等の場合は77,101円未満）は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が2人目であるときは下段の金額、3人目以降は無料（ひとり親世帯等の場合は1人目は階層表の中段の金額、2人目以降は無料）となるほか、市町村民税の所得割額が169,000円未満の世帯は、生計を一にする兄弟姉妹等（年齢制限なし）がいる場合で、入所児童が3歳未満児かつ2人目以降の場合は無料となり、同一世帯に子どもが3人以上いる世帯は、世帯の収入や子どもの年齢に関わらず、同一世帯の中で第3子以降の子どもの保育料が無料となります。）

※この表における「所得割」は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）を差し引く前であり、また、婚姻歴がないひとり親世帯については、寡婦（夫）控除をみなし適用した後の所得割となります。

< 注意事項 >

- 税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等）は、保育料決定の際は適用されません。
- 入所決定後に平成30年度の市町村民税額が変わったときは、速やかにこども育成課に届出してください。税額変更の内容によりますが、保育料が変更となる場合があります。

< 保育料の納入について >

- 認可保育所（市立保育所及び民間保育所）の保育料は、口座振替での納入となります。振替日は、各月の月末（月末が土日祝日の場合は、翌営業日）です。
- 認定こども園（7ページの一覧表で※4印が付いている施設）の保育料は、園に直接納めていただきます。
- 欠席日数にかかわらず、保育所等に在籍している場合は、保育料を全額納入していただきます。
- 月の途中で入所又は退所される場合には、保育料は日割計算となります。

< 保育料の減免制度について >

失業や著しい世帯収入の低下、病気、災害等のやむを得ない理由により保育料の納入が困難な場合には、減免制度がありますので御相談ください。

申請は減免を受けようとする月の納入期限の10日前までとなります。

7 慣らし保育について

保育所等での新しい生活のスタートは、お子さんにとって大きな負担が生じます。お子さんが保育所等での生活に順応するため、入所後しばらくの間は、通常の保育時間よりも短時間でのお預かりとなる「慣らし保育」が必要となります。

「慣らし保育」の期間は、平均して2週間程度ですが、お子さんの状態に合わせて行うものであり、2週間以上かかる場合もありますので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

8 入所後の注意事項

下記の変更が生じた場合は、速やかに支給認定の変更申請を行ってください。

変更後の状況によって、保育料や支給認定の内容が変更になる場合があります。

(正当な理由がなく変更申請を行わない場合は、支給認定を取り消しますので、御注意ください。)

※ 保育を必要とする事由に変更があったとき

(例：就労⇒求職活動、就労⇒妊娠・出産、妊娠・出産⇒育児休業など)

※ 住所変更、婚姻や離婚、同居者の増減など、世帯状況に変更があったとき

(小樽市外へ転出される場合は、市内の保育所等の利用はできませんので、必ず事前に「退所届」を提出してください。)

※ 勤務先、就労の期間や時間に変更があったとき

※ 児童の兄姉が幼稚園等を入退園したとき

※ 平成30年度の市町村民税額に変更があったとき

※ 生活保護の受給が開始又は廃止(停止)となったとき

9 市内保育所等 一覧表

運営	施設名	住所	電話番号	利用定員	保育開始年齢	開所時間	閉所時間 ※1	特別保育事業等
市	奥沢保育所 (★)	奥沢 3-22-1	22-4641	75	生後 57 日目	7 : 45	19 : 00	延長保育
市	銭函保育所 (★)	銭函 2-23-13	62-2890	80	生後 57 日目	7 : 45	19 : 00	延長保育
市	手宮保育所	梅ヶ枝町 3-23	23-1810	85	生後 57 日目	7 : 45	18 : 00	
市	赤岩保育所 (★)	赤岩 2-21-1	22-9536	100	生後 57 日目	7 : 45	19 : 00	延長保育
市	最上保育所	最上 2-9-10	22-2770	40	生後 6 か月目	7 : 45	18 : 00	
社福	中央保育所	堺町 2-9	29-3154	120	生後 57 日目	7 : 20	19 : 00	延長保育 休日保育 ※2
社福	相愛保育所	長橋 1-2-20	32-7564	60	生後 57 日目	7 : 45	18 : 00	
日赤	日赤保育所	緑 1-9-9	22-5223	90	生後 57 日目	7 : 45	18 : 00	一時預かり ※3
宗法	若竹保育所	若竹町 5-2	22-6539	30	生後 57 日目	7 : 30	18 : 00	
社福	龍徳保育園	真栄 1-3-8	25-3073	70	生後 57 日目	7 : 30	18 : 00	
社福	新光保育園	新光 1-33-7	54-8145	90	生後 57 日目	7 : 30	19 : 00	延長保育
社福	愛育保育園	花園 4-3-14	33-5858	70	生後 57 日目	7 : 30	19 : 00	延長保育
社福	ゆりかご保育園	入船 5-24-12	25-8898	60	生後 57 日目	7 : 45	18 : 00	一時預かり ※3
社福	杉の子保育園	入船 1-5-16	32-1223	50	生後 57 日目	7 : 45	18 : 00	
社福	認定こども園 あかつき保育園※4	塩谷 1-25-20	26-0618	40	生後 57 日目	7 : 30	18 : 00	
社福	龍徳マメイ保育園	マメイ 1-19-6	26-2905	50	生後 57 日目	7 : 30	18 : 00	
社福	蘭島保育園	蘭島 1-3-27	64-2567	30	生後 57 日目	7 : 45	18 : 00	
社福	認定こども園 さくら保育園※4	桜 1-4-13	54-2119	60	2 歳	7 : 00	19 : 00	延長保育
社福	さくら乳児保育園	桜 1-4-30	51-5557	40	生後 57 日目	7 : 00	19 : 00	延長保育
社福	あおぞら保育園	勝納町 16-13	26-6226	90	生後 57 日目	7 : 30	19 : 00	延長保育 一時預かり ※3
学法	認定こども園 桂岡幼稚園 ※4	桂岡町 5-16	62-4138	45	生後 57 日目	7 : 30	19 : 00	延長保育
学法	認定こども園 手宮幼稚園 ※4	梅ヶ枝町 11-12	22-0067	10	3 歳	8 : 00	18 : 00	
NPO	認定こども園 かもめ保育園※4	張碓町 558-1	62-1284	71	生後 57 日目	7 : 20	19 : 00	延長保育
学法	認定こども園 小樽杉の子幼稚園※4	幸 4-25-14	27-3898	15	2 歳	8 : 00	18 : 00	※土曜日は閉園
学法	認定こども園 小樽柳ノブ幼稚園※4	松ヶ枝 1-9-5	23-7890	5	3 歳	7 : 30	18 : 00	※土曜日は閉園

※1 18 : 00～19 : 00 は延長保育となります。利用料は、児童 1 人当たり 1 回 150 円、1 か月の上限は 3,000 円です。

※2 中央保育所で実施している休日保育は、7 : 45～18 : 00 の保育で、休日においても保育の必要性がある 2 号認定又は 3 号認定を受けた児童(お申込みの時点で離乳食を完了している 1 歳以上の児童)が対象となります。また、年末年始(12 月 31 日～1 月 5 日)は実施しておりません。利用料は無料です。

※3 日赤保育所、ゆりかご保育園及びあおぞら保育園で実施している一時預かりは、1 か月に 15 日まで御利用いただける保育です。利用料は、児童 1 人当たり 1 回 1,950 円(3 歳未満児)・1,550 円(3 歳以上児)です。お申込み及びお問合せは、一時預かりを実施している保育所(園)で直接承ります。

※4 認定こども園の利用要件や申込み方法は他の認可保育所と同様ですが、入園の決定は園が行います。

★マークの保育所に、地域子育て支援センターが併設されています。

奥沢保育所…「げんき」(電話番号 21-5039) 銭函保育所…「あそぼ」(電話番号 62-0059)

赤岩保育所…「風の子」(電話番号 22-0822)

保育短時間の認定を受けたお子さんの利用時間について

各施設の開所・閉所時間は7ページの表のとおりですが、保育短時間の認定を受けたお子さんが利用可能な時間帯は、8:30～16:30の範囲内です。緊急の場合などで、8:30～16:30の時間帯以外で保育所等を利用した場合は、児童1人当たり前後各1回100円の延長保育料が発生します。(1か月の上限は、保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額です。)

さらに18:00～19:00の延長保育も利用した場合は、別途延長保育料が発生します。

10 よくある御質問について

Q1. 希望する施設は見学した方がよいですか？

A1. お子さんがこれから毎日通う施設となりますので、施設の場所や保育内容等を知っていただくために、事前に見学されるようお勧めしております。

見学を希望される場合は、施設に直接お電話の上、日時等を御相談ください。

Q2. 「保育所等利用申込書」の提出が早い順番に、優先的に入所できますか？

A2. 利用調整(選考)の優先度は、申込書が提出された順番ではなく、保育を必要とする順番(世帯の就労状況や家族構成等)によって決まりますので、申込みの早い順番に入所できるということはありません。

また、受付期間(利用を希望する月の前々月16日から前月15日まで)よりも前に申込みをすることはできませんので、御注意ください。

Q3. 今すぐ利用できる施設はありますか？

A3. 希望する施設が、現在入所待ちのお子さんがない状況であっても、必ず入所できるとは限りません。毎月15日の締切り時点での申込み人数や施設の職員配置などを基に利用調整(選考)することになります。また、入所の日は原則として入所を希望する月の1日です。

Q4. 転所(保育所等の変更)の手続きはどうすればよいですか？

A4. 新規の利用申込み手続きと同様に、「保育所等利用申込書」を御提出いただき、利用調整(選考)によって、転所できるかどうか決定されます。転所ができた場合、新たに慣らし保育が必要となりますので、御了承ください。

Q5. 育児休業明けで12月1日から職場復帰します。いつ申込みをすればよいですか？

A5. 職場復帰の日である12月1日からの利用を希望する場合は、10月16日から11月15日までの受付期間に申込みをする必要があります。ただし、初めの2週間程度は「慣らし保育」の期間となり、短時間でのお預かりとなるため、職場での勤務に支障が出る場合などは、復帰日の2週間前からの利用を希望することができます。

職場復帰の日の2週間前である11月17日からの利用を希望する場合は、9月18日から10月15日までの受付期間に申込みをする必要があります。

Q 6. 求職活動を理由に8月1日からの利用希望で申込みをしましたが、入所できませんでした。支給認定の有効期間は8月1日から10月31日までとなっていますが、11月以降も保育所の利用希望をするには、どうしたらいいですか？

A 6. 支給認定の有効期間が過ぎると、利用調整を受けることができなくなるので、11月の利用調整を受けるためには、9月18日から10月15日までの受付期間内に再度支給認定の申請をしていただく必要があります。

Q 7. 市内に認可外保育施設はありますか？

A 7. 下記の施設があります。入所申込み等は直接各施設にお問合せください。

施設名	年齢区分	住所	定員	電話番号	備考
青い鳥保育園	0～5歳	潮見台 1-5-29	27	24-1655	プライベート預かり（一時的保育や時間単位での預かり）
キッズルームアップル	0～5歳	入船 2-10-13	18	25-1116	乳児保育（生後2か月から）、延長保育、一時的保育
西田 靖江	0～5歳	桜 2-15-3	3	090-6265-2351	乳児保育（生後3か月から）、一時的保育、病児保育

Q 8. 市内に地域枠のある企業主導型保育施設はありますか？

A 8. 下記の施設があります。入所申込み等は直接施設にお問合せください。

施設名	年齢区分	住所	定員	電話番号	備考
ウイングベイ小樽すこやか保育園	0～5歳	築港 11-5	29	61-1631	生後5か月から、一時預かり
キッズルームアップルはなぞの	0～5歳	花園 5-6-17	30	65-7151	生後1か月から、延長保育、病児保育
ココラソ保育園	0～5歳	桜 2-1-27	6	54-7459	乳児保育（生後5か月）一時的保育
OrangeSTAR銭函保育園	0～5歳	春香町 328-2	12	62-0770	生後2か月から、病後児保育、体調不良児保育

※企業主導型保育施設とは、企業が運営する認可外の保育施設です。開設・運営に当たっては、企業が国から助成金を受けています。従業員対象の保育施設ですが、地域枠が設けられている場合は、地域のお子さんも利用できます。

Q 9. 子どもに食物アレルギーがありますが、対応してもらえますか？

A 9. 保育所では、医師の指示のもとで保護者との連携を保ち集団給食の範囲の中で除去食対応等を行っております。対応内容については、保育所により異なる場合があります。詳しくは各保育所にお問合せください。

なお、市立保育所（奥沢、銭函、手宮、赤岩、最上の各保育所）では、かかりつけの医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（医療機関で文書作成料がかかります。）を年1回提出していただき、その指示内容にそった対応をいたします。